第二十四条第二項第四号を次のように改める。

四　独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の組織及び運営一般に関すること。

第百九十一条第一項中「二百五十四人」を「二百五十一人」に改める。

第百九十一条の二第一項中「四十七人」を「四十六人」に、「三十三人」を「三十二人」に改める。

第百九十六条第十六号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

第二百十五条の三第一項中「四十人」を「三十九人」に改める。

第二百十八条第一項第四号中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に、「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

第二百二十八条第一項中「四百八十五人」を「四百七十三人」に改める。

第二百三十一条第一項中「七十六人」を「七十五人」に改める。

第二百三十二条第一項中「五百九十三人」を「五百八十二人」に改める。

第二百三十四条第一項中「三百十九人」を「三百十六人」に改める。

第二百五十一条第一項中「百三十九人」を「百四十二人」に改める。

第二百九十八条第一項中「四百九人」を「四百十人」に改める。

第二百九十九条第一項中「四十五人」を「四十四人」に改める。

第三百二十一条第一項中「二百人」を「百九十九人」に改める。

第三百二十二条第一項中「百九人」を「百六人」に改める。

第三百二十三条第一項中「十七人」を「十八人」に改める。

第三百三十七条第一項中「三百四十人」を「三百四十四人」に改める。

第三百三十八条第一項中「百三十九人」を「百四十人」に改める。

第三百七十六条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第三百九十七条第八号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第四百条第二号中「滞納処分」の下に「及び納税の猶予」を加え、「並びに」の下に「内国税の滞納処分に必要な」を加える。

第四百八十五条第一項中「三千二百四十四人」を「三千二百五十三人」に改める。

第四百八十六条第一項中「二百六十三人」を「二百六十五人」に改める。

第四百八十九条第一項第二号中「滞納処分」の下に「及び納税の猶予」を加え、「並びに」の下に「内国税の滞納処分に必要な」を加える。

第四百九十七条第一項中「五百九人」を「五百十二人」に改める。

第四百九十八条第一項中「千八人」を「千十二人」に改める。

第五百三十一条第九号中「滞納処分」の下に「及び納税の猶予」を加え、「並びに」の下に「内国税の滞納処分に必要な」を加える。

第五百四十七条第五項中「三百四十四人」を「三百四十八人」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万八千八百三十人」を「一万八千七百八十人」に改める。

附則第八項を削る。

附則第九項中「附則第十八項各号」を「附則第十六項各号」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十項中「附則第十八項各号」を「附則第十六項各号」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第十五項各号」を「附則第十四項各号」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第十五項各号」を「附則第十四項各号」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項を附則第十二項とし、附則第十四項から附則第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十七項を削り、附則第十八項を附則第十六項とし、附則第十九項を附則第十七項とする。

附則第二十項を削り、附則第二十一項を附則第十八項とし、附則第二十二項から附則第二十六項までを三項ずつ繰り上げる。

附則第二十七項中「附則第二十二項及び附則第二十三項」を「附則第十九項及び附則第二十項」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第二十八項中「附則第二十二項及び附則第二十三項」を「附則第十九項及び附則第二十項」に改め、同項を附則第二十五項とする。

附則第二十九項中「附則第二十四項」を「附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十六項とする。

附則第三十項中「附則第二十四項」を「附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十七項とする。

附則第三十一項を附則第二十八項とし、附則第三十二項から附則第三十七項までを三項ずつ繰り上げる。

附則第三十八項中「附則第三十四項」を「附則第三十一項」に改め、同項を附則第三十五項とする。

附則第三十九項中「附則第三十四項」を「附則第三十一項」に改め、同項を附則第三十六項とする。

附則第四十項中「附則第三十五項」を「附則第三十二項」に改め、同項を附則第三十七項とする。

附則第四十一項中「附則第三十五項」を「附則第三十二項」に改め、同項を附則第三十八項とする。

附則第四十二項を附則第三十九項とし、附則第四十三項から附則第四十八項までを三項ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省・経済産業省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項、第三十八条第二項及び第四項並びに第三十九条第一項の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の二の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　産業基盤整備業務に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　機構の子法人（通則法第十九条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。